

デノ部

1 Date.

ダト  
日附

ダトセルテ又  
確實乃日附

Date certaine.

〔本義〕羅甸ノ「ダタ」ヨリ出ツ「ダタ」ハ「定リタル事」ノ義「セル  
テ又」ハ「確實」ノ義

〔釋解〕箇ノ事ヲ爲シタル年月日時ノ指定ヲ日附トイフ  
凡ソ日附ハ公ケノ官吏ノ陳述ニ依ラサレハ確實ナラ  
ス然レモ私書ニ付テハ其日附ハ獨リ官署ノ簿冊ニ登  
記シ又ハ公書中ニ其事柄ヲ證明シタルニ依テ確實ナ  
ルノミナラヌ又其書中ニ連署シタル者ノ一人ノ死亡

デノ部



ニ依テ確實ナリトス如此ニクシテ確定セル日附ヲ「ダ  
ト、セルテヌ」トイフ

〔参照〕書面ハ(民)一三二二、確實ノ日附ハ(民)一三二八、一七  
四三、一七五〇、

デバ

辯論

11 Débat.

〔本義〕「デバトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「デバト  
ル」ハ「デ」ト「バトル」ト合成シタルモノコテ「デ」ハ「前詞」ナリ  
「バトル」ハ「毆キ合フ」ノ義

〔釋解〕訴訟ニ付キ總テノ對審吟味ヲイフ

デバ、ド、コント

Débats de compte.

計算ノ辯論

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「コント」ハ「勘定」ナリ



〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「コント」ハ「勘定」ナリ

〔釋解〕ダローズ計算ヲ爲スヘキ者ト其相手方トノ間ニ起リタル爭論ヲ「デバ」トイフ計算者其差出シタル計算ノ正シキ所以ヲ證スル諸方法ヲ「スト」テヌマン（主張ノ義）トイヒ其相手方ノ答ヘヲ「レポンス」トイフ右三語ハ訴訟法第五百三十八條ニ見ユ

〔參照〕（訴）五二七以下、

デバ、クリミ子ル

Débats criminels.

### 刑事ヲ辯論

〔本義〕「クリミ子ル」ハ「刑事」ノ義

〔釋解〕ダローズ刑事吟味ノ一部ニシテ裁判官ノ前ニ於テ雙方相對シ口上ニテ其趣意ヲ陳ヘ事理ヲ辯論スル



「チイフ」デバハ通常公ケニ之ヲ爲ス然レ重罪裁判所  
ハ勿論違警罪裁判所ニテモ訟庭ヲ閉テ密ニ之ヲ爲  
ス「チ得

〔参照〕(治)二六九、二七〇、三三四、三三五、三五三、

Débet de compte.

送<sup>デ</sup>別<sup>ベ</sup>蔚<sup>ヅ</sup>杜<sup>コン</sup>孔<sup>ソ</sup>士<sup>ツ</sup> 啞<sup>デ</sup> 吐<sup>ツ</sup> 嚼<sup>コ</sup>

Débit de compte.

デビ、ド、コント  
拂方

〔本義〕「デベ」ハ羅匈語ニテ佛ノ「ドウアル」ニ同ク「義務ヲ負  
フ」ノ義「デビ」ハ其出處詳カナラズ今慣用スル所ニテハ  
小賣ニスル事チイヒ又商法ノ語ニテハ計算帳ノ部分  
ニシテ他ニ拂ヒシ物ヲ記スル處チイフ「ド」ハ「ノ」ナリ「コ



ントハ「計算」ナリ

〔釋解〕「デベ、ド、コント」ト「ア」シ「フ」(權利ニ屬スル部分ナ  
リアノ部二八)ト「パ」シ「フ」(義務ニ屬スル部分ナリ)ベノ部  
一七)ト「チ」計算シタル後「チ」尙ホ拂フヘキ殘金「チ」イ「フ」デ  
ビ「ド」、コ「ント」ハ負債ヲ記スル處ノ部分ニシテ即チ勘定  
中ニテ己レノ義務ニ屬シタル處ノ部分「チ」イ「フ」ナリ○  
〔按〕商人ノ計算簿ノ左傍ノ紙面ニ「デビ、ド、コント」ヲ記ス  
即チ他人ニ供給シタル物件又ハ辨濟シタル金員ヲ此  
左面ニ記載スルチ慣習トス  
〔參照〕セノ部九八「シ」レ「デ」ノ所ニ見ユ

デビツール

義務者

Débitour.

四

デノ部

三九三



〔本義〕「デベ」ニ同シ

〔釋解〕總テ義務ヲ負フ人ヲイフ此語ハ「クレアンシエ」(人權者ナリセノ部九七)ト對スルモノニテ義務ノ形情ノ異ナルコ從ヒテ義務者ノ形情ヲ異ニス故ニ「デビツール、プレシナル」(主タル義務者)「デビツール、ソリデール」(連帶義務者)「デビツール、ペルソナル」(一己ノ義務者)「デビツール、イポテケル」(書入質ノ義務者)等ノ語アリ

デブーテ

却下

五

Débouté.

〔本義〕「デト」ブーテト合成シタルモノニテ「デ」ハ「離ス」ノ意ヲ示ス前詞ナリ「ブーテ」ハ「置ク」ノ義「デブーテ」ハ「即チ」外ニ置ク」ノ意



Déception.

〔釋解〕棄却ナリ願入ノ願ヲ「デブーテ」シ又ハ故障人ノ故障ヲ「デブーテ」スルトハ其却下ヲ申渡ス「チイラ

〔參照〕故障ノ却下ハ〔訴〕二二、一六五、

デセプシオン

詐術

〔本義〕羅甸ノ「デシペレ」ヨリ出ツ「デシペレ」ハ「デ」ト「シペレ」ト合成シタルモノニテ「デ」ハ「前詞」ナリ「シペレ」ハ「捕フル」ノ義

〔釋解〕「ドル」〔詐欺〕ナリ本部五七「フロード」〔詭欺〕ナリエフノ部二六凡ソ人ヲ欺クタメニ設ケタル手段即チ見セカケノ所爲ヲ以テ他ヲ瞞着スル「チイフ

デシヅアル

Décisoire.

デノ部



決斷乃

〔本義〕「デシデ」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニテ其本羅  
甸ノ「デシデ」ヨリ出ツ「デシデレ」ハ「切り離ス」ノ義

〔釋解〕事ヲ決着スル「チイフ」「セルマン、デシヅアル」(エス  
ノ部一〇)ハ爭論ヲ決シ結局ヲ爲スタメノ誓ナリ此誓  
ハ一方ノ者ヨリ其相手方ニ求ムルモノニテ相手方モ  
亦之レニ翻反シテ彼ニ求ムル「チ得

〔參照〕誓ハ(民)一三五七以下、

デクララシオン

八  
Déclaration.

表告

〔本義〕「デクラレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ其本羅  
甸ノ「デクラレ」ヨリ出ツ「デクラレ」ハ「明カニスル」ノ



義

〔釋解〕ダローズ普通語ニテハ己レノ意思ヲ明ニスルヲ又己レノ知リタル所ヲ陳述スルヲチイフ法律語ニテハ一定ノ方式ニ從ヒ事實又ハ己レノ意思ヲ陳述スルヲチイヒ又裁判上證書又ハ裁判外證書中ニ陳述シタル事件チイフ千七百九十一年及ヒ千七百九十三年ノ建國法ノ首ニ記載シタル若干ノ權利ノ宣布ヲ稱シテ「デクラ、シオン、デ、ドロア、ド、ロンム、エ、ギツ、シトウアイアン」(人民ノ權利ノ「デクララシオン」ナリ)トイヒ又千八百四十八年建國法草案ニモ「デクララシオン、デ、ドロア、エ、ド、ウオアル」(權利職分ノ「デクララシオン」)ノ語ヲ載セタリ然レトモ此語ニ換フルニ「プレアンビッル」(凡例ノ意)ノ語ヲ用井



タリ又一ノ國民ヨリ他ノ國民へ戰ヲ始ムルヲ知ラ  
 シムル爲メニ送ル書面ヲ「デクララシオン、ド、ゲル」(戰書)  
 トイフ裁判所ニ於テ爲ス白狀モ亦「デクララシオン」ノ  
 一ニシテ一方ノ者ノ「デクララシオン」又ハ其代訟人ノ  
 「デクララシオン」ノ書面即チ白狀書ヲ求ムルヲ得然リ  
 ト雖モ縱ヒ裁判官之レヲ許ストモ白狀即チ「デクララ  
 シオン」ハ過去ニ溯リテ效チ有スルヲ得ス然レモ又雙  
 方相互ニ「デクララシオン」ヲ爲ストキハ其「デクララシ  
 オン」ニ依リ裁判上ノ契約ヲ生スヘシ

デクララシオン、ド、アブサンス

Déclaration d'absence.

### 失踪ノ表告

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アブサンス」ハ失踪ナリ(「ア」ノ部八)(口音)



「ド、アブサンス」ハ「ダブサンス」

〔釋解〕「按」裁判所ヨリ失踪シタルトヲ確認シテ言渡ス  
ナリ此「デク」ラ「シオン」ノ願ハ失踪者ノ死去ニ依テ其  
財産上ニ權利ヲ得ル者之レヲ爲ス「ト」ヲ得其願ハ失踪  
者ノ住所ノ裁判所ニ之レヲ爲スヘク若シ其住所分明  
ナラサルトキハ其現住セシ處ノ裁判所ニ之レヲ爲ス  
ヘシ「デク」ラ「シオン」ノ裁判ハ證人吟味ヲ命ジテヨリ  
一年ヲ經サレハ之レヲ爲ス「ト」ナシ○バシッレ民法ニハ  
失踪者ノ相續ニ付キ數段ヲ設ケテ失踪者ヲ眞ニ死去  
セシモノト看做セリ其第一段ヲ「プレ」ゾ「ン」  
プ「シオン」ハ推測ナリペノ部四九即  
チ失踪ノ推測ト爲ス失踪ノ推測ハ行衛知レサル時ヨ



リ起算シテ四年間ナリ此四年間ハ失踪者ヲ生存スル  
 モノナリト推測ス總テ失踪者ニ對シテ詞訟スヘキ者  
 ハ失踪者ノ住所ノ始審裁判所ニ出訴スヘシ此裁判所  
 ハ失踪者ノ財産ノ管理人ヲ命スヘク而シテ又法律上  
 ノ所爲ニ付テハ公證人ヲシテ失踪者ノ代理ヲ爲サシ  
 ム第二段四年ノ期ヲ過クルキハ裁判所ニ於テ證人吟  
 味ヲ爲シ以テ失踪ヲ證明シ尙ホ一年ヲ經テ後ヲ始メ  
 テ此「デク」ララシオン、ダブサンス」ヲ爲ス尤モ此「デク」ラ  
 ラシオン「ハ」之レヲ司法卿ニ具申シ而シテ「モ」ニツール、  
 ユニウエルセル」(新聞名)中ニ之レヲ公告ス若シ失踪者家  
 ナ出ルトキ他ニ代理ヲ托シ其委任狀中ニ久シク家ヲ  
 離レテ他ニ在ルヘキノ意ヲ見ハシ置キタルキハ其家



チ出ル後十年ヲ經ルニ非ラサレハ「デクララシオン、  
ダブサンズ」ヲ爲スヲ得ス此場合ニ於テハ法律ニテハ  
其死去ヲモ推測セス又其生存ヲモ推測スルコトナシ其  
死去若クハ生存ヲ證明スルハ訴訟人ニ在リトス第三  
段ハ「デクララシオン、ダブサンズ」ヨリ以後ハ失踪者ノ  
相續人ハ假リニ其財産ヲ占有スルコトヲ得ヘク又失踪  
者遺囑ヲ爲シ置キタルキハ其遺囑ヲ受ケタル者モ假  
リニ其遺囑財産ヲ占有スルコトヲ得ヘシ其相續人及ヒ  
遺囑ヲ受タル者ハ保證人ヲ立テサルベカラス

Déclaration d'arrêt commun.

デクララシオン、ド、アレ、コマン  
**共同審判ノ表告**

Déclaration de jugement commun.

デクララシオン、ド、ジウジウマン、ユマン



## 共同裁判ノ表告

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アレ」ハ「判決」ナリ（アノ部七九）「ジツジツマン」ハ「裁判」ナリ（ジノ部六）「コマン」ハ「普通」ノ「義（口音）「ド、アレ」ハ「ダレ」

〔釋解〕甲ヨリ乙ニ係ルノ訴訟ニ付キ丙之レニ關係アリト雖モ丙ハ別ニ訴訟ヲ爲サンカ爲メ故ラニ此訴訟ニ加ハラサル時甲ハ其口實ヲ知ラシカ爲メ丙ヲモ同訴訟中ニ挿入セシムルハ己レノ利益タルヘシ是レニ由リ丙ヲ呼出シテ本件ノ裁判若クハ審判ヲ丙ニモ通シテ「デク」ラレ即チ表告セラレシヲ申立ツルヲ得此申立ハ凡ソ外人ニシテ關係アル者ニ對シテ之レヲ爲スヲ得



Déclaration de décès.

デクララシオン、ド、デセ  
死去ノ表告死去届

〔本義〕「ド」「ハ」「ノ」ナリ「デセ」「ハ」「死去」ナリ

〔釋解〕死去ノ表告ニシテ此表告ハ二名ノ證人ヨリ民生  
證書官吏ニ之レヲ爲シ官吏ハ此ノ表告ニ依テ死去證  
書ヲ作ル此ノ證人タル者ハナルヘク死者ノ最近ノ親  
屬カ又ハ其鄰佑タルヘシ若シ死者其住所外ニ於テ死  
去シタル時ハ證人ハ其家人タルヘシ

Déclaration de dépens.

デクララシオン、ド、デパン  
費用ノ表告

〔本義〕「ド」「ハ」「ノ」ナリ「デパン」「ハ」「訴訟入費」ナリ（本部二九）

〔釋解〕リトレ入費ノ詳細ナル取調ナリ



デクララシオン、ド、ドマシツ、エンテレ

Déclaration de dommages-intérêts.

償金ノ表告

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ドマシツ、エンテレ」ハ「償金」ノ義（本部六〇）  
 〔釋解〕「按」裁判ニテ損害ノ償ヲ得ルノ權ヲ許ルシ與フト  
 雖<sup>モ</sup>其裁判ニ償金ノ高ヲ定メサリシモ其要求者ヨ  
 リ何程ノ償金ヲ要求セントスルノ意ナルヤ其「デクラ  
 ラシオン」ヲ爲スヘク而シテ被告人ニ代訟人アルトキハ  
 此代證人ニ「デクララシオン」ヲ通知スヘシ若シ否ラサ  
 レハ使吏ノ「エクスプロア」即チ傳票ニテ之ヲ通知スヘ  
 シ（ボアタルニ據ル）

デクララシオン、ド、イポテク

Déclaration d'hypothèque.

書入質ノ表告

「イポテク」ハ「書入質」ナリ（ア）シツノ部八（口



〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「イポテク」ハ「書入質」ナリ（アシツノ部八）（口音）「ド、イポテク」ハ「デポテク」

〔釋解〕「按」書入ニ爲シタル不動産ヲ占有スル外人時効ニ依テ之レヲ所得トセラレントスルキ之レヲ妨クルカ爲メニ爲スモノナリ（バシツレニ據ル）

クデララシオン、ヂウ、ジウリ

Déclaration du jury.

陪審ノ表告

〔本義〕「ヂウ」ハ「ノ」ナリ「ジツリ」ハ「陪審」ナリ（ジノ部九）

〔釋解〕「バシツレ」被告人ノ有罪タルヘキ事ニ付キ裁判官ヨリ陪審ニ附シタル問題ニ係ル陪審ノ答ヲイフ○ダロ  
「ズ」此「デ」クララシオン「チ」一ニ「ウエル」ヂク「トモイフ」  
デクララシオン、ド、子サンス

Déclaration de naissance.



## 出生ノ表告出生届

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「子」サ「ン」ス「ハ」出生「ナリ」(エヌノ部一)

〔釋解〕按「出生」シタル旨ヲ申述スル「子」チ「イ」フ○バ「シ」レ出  
 生ノ申述ハ出生ヨリ三日内ニ父之ヲ爲スヘク若シ父  
 ナキトキハ醫師又ハ産婆若クハ二名ノ證人之ヲ爲ス  
 ヘシ此申述ハ出生ノ地ノ民生證書ノ官吏ニ之ヲ爲ス  
 ヘシ又其官吏ハ直チニ其證書ヲ作ラサルヘカラス若  
 シ婦人其住所外ニ於テ産ヲ爲シタルキハ其産ヲ爲シ  
 タル處ノ者「デ」ク「ラ」ラ「シ」オ「ン」チ爲スヘシ總テ三日ノ期  
 限ヲ過クルコ於テハ民事裁判所ノ裁判ヲ經タル上ニ  
 非ラサレハ「デ」ク「ラ」ラ「シ」オ「ン」チ領受セス又此期限内ニ  
 「デ」ク「ラ」ラ「シ」オ「ン」チ爲サ、ルニ於テハ六日ヨリ六ヶ月



シ  
ヲ  
シ  
カ  
ル  
ニ  
於  
テ  
ハ  
六  
日  
ヨ  
リ  
六  
ケ  
月

ニ至ルノ禁錮及ヒ十六「フ」ラソ「ヨ」リ三百「フ」ラソ「ニ」至ル  
ノ罰金ニ處セラレヘシ

〔参照〕失踪ハ(民)一一五以下、保言ハ(訴)五七一、處刑人ハ(治)  
三七七、死去ニ付テハ(民)七八、費用ハ(訴)一三三、陪審ハ(治)  
三四八、幼者ハ(治)七九、出生ハ(民)五五、

九

Déclinatoire.

送<sup>デ</sup>克<sup>ク</sup>里<sup>リ</sup>納<sup>ナ</sup>多<sup>ト</sup>哇<sup>ア</sup>兒<sup>ル</sup> 隊<sup>ド</sup>哪<sup>イ</sup> 嶺<sup>ダ</sup>  
辭謝

〔本義〕「デ」クリ「テ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞又形容詞ナ  
リ其本羅甸ノ「デ」クリナレ「ヨ」リ出ツ「デ」クリナレ「ハ」傾カ  
シムル「又」一方ヘ遠カル「ノ」義今法律語ニテハ「他」ノ裁判  
所ヘ送付セソ「ヲ」チ被告人ヨリ願フ「ノ」意ニ慣用ス  
〔釋解〕裁判所其管轄違ナルヲ以テ被告人其裁判權ヲ承

デノ部



認<sub>レ</sub>セサル<sub>レ</sub>トチイフ<sub>レ</sub>○ダローズ防禦方法ノ一ニシテ被  
 告人ヨリ他ノ裁判所へ其裁判ヲ移サントチ願フ所以  
 ノノモノナリ○バシッレ此回送ハ管轄違<sub>レ</sub>コ子キシテ<sub>レ</sub>(附  
 帶ナリ)又ハ<sub>レ</sub>リチスパンダンス<sub>レ</sub>(詞訟並存ナリエルノ部  
 一二)ノ事ニ原因シテ之チ願フチ得ベシ人ニ係ル<sub>レ</sub>デク  
 リナトアル<sub>レ</sub>ハ總テ他ノ防禦方法ノ前ニ之チ申立テサ  
 ルヘカラス事ニ係カル<sub>レ</sub>デク<sub>レ</sub>リナトアル<sub>レ</sub>ハ訴訟中何レ  
 ノ時ニテモ之チ申立ルチ得ヘシ一個同一ニテ<sub>レ</sub>デク<sub>レ</sub>リ  
 ナトアル<sub>レ</sub>ト本按トニ付テ斷定スルチ得ルモノハ獨リ  
 商法裁判ノミナリ<sub>レ</sub>デク<sub>レ</sub>リナトアル<sub>レ</sub>ニ付テ與ヘタル裁  
 判ハ常ニ控訴ヲ爲シテ之チ攻撃スルチ得ヘク又<sub>レ</sub>デク<sub>レ</sub>  
 リナトアル<sub>レ</sub>ノ願ハ公ケノ安寧ノ爲メニスルモノナル



カ故ニ檢察官ニ之ヲ通達セサルヘカラス

〔參照〕(訴)一六八、

送<sup>デ</sup>坤<sup>コン</sup>非<sup>フイ</sup>柱<sup>チュ</sup>兒<sup>ル</sup>

飽<sup>ド</sup>缶<sup>ン</sup>

啞<sup>ヂ</sup>

破産

10  
Déconfiture.

〔本義〕「デコンファイル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「デコンファイル」ハ「ド」ト「コン」ファイルト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「コンファイル」ハ「成就スル」ノ義

〔釋解〕貸主ヲ満足セシムル能ハサル借主ノ形狀ナリ尤モ此語ハ民事ニ就テ用ユルモノニシテ商法ニテハ之レヲ「ファイト」トイフエフノ部一「ファイト」并ニベノ部五「パンスクルト」トヲ參觀スヘシ  
〔參照〕保證ハ(民)二〇三二、共通ハ(民)一四四六、委任ハ(民)一

デノ部

四〇九



二七六、代理ハ(民)二〇〇三、民事會社ハ(民)一八六五、賣買  
ハ(民)一六一三、

デゲー

11 Dédit.

變言

〔本義〕「デギル」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ナリ「デギル」ハ  
「ド」ト「ギル」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「ギル」ハ「言  
フ」ノ義

〔釋解〕既ニ明言シテ決着セシ事ニ付キ變言スルチイフ  
假令ヒ手付金ヲ渡スヘキ許諾ヲ爲ストキト雖トモ未  
タ契約ノ成立サル間ハ變言ヲ爲スチ許ス其完全ナル  
契約ニ付テハ總テノ過怠約條ハ變言ト看做スヲチ得  
一般ニ總テノ義務ニ付變言ヲ爲ストキ即チ執行ヲ缺



クトキハ償金ヲ拂ハシメラルヘシ

デドマジウマシ

111 Dédommagement.

賠償

〔本義〕「デドマゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「デドマゼ」ハ「デ」ト「ドマゼ」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「ドマゼ」ハ「害スル」ノ義

〔釋解〕リトレ 損害ノ償ヒナリ

デフオー

112 Défaut.

欠缺

缺席

〔本義〕「デファイル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「デファイル」ハ「デ」ト「ファイル」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「ファイ



イルハ「缺ケル」ノ義

〔釋解〕物ノ缺ケテ不足スルヲナリ規則ニ從テ呼出スト  
 キ裁判所へ不參シ缺席スルヲチイフ此場合ノ裁判ハ  
 缺席人ノ不便ト爲リ出席人ノ便利タルヘシ但被告人  
 缺席スルトキ其原告人ノ終結ノ申立テチ吟味スルハ  
 格別ナリ若シ原告人缺席スルトキハ原告人ハ必ス其  
 證據ヲ出スヘキ者ナルカ故ニ裁判官其願ニ付テハ被  
 告人ニ「コンゼ、デフォー」(次ニ見ユ)チ言渡スニ止ルヘクシ  
 テ別ニ吟味ヲ爲スヲナシ雙方ノ者チ呼出シ其一方ハ  
 出席シ其一方ハ缺席スルトキハ裁判官ハ其缺席チ言  
 渡シ更ニ出席スヘキ旨チ命令スヘク而シ其缺席ヨリ  
 生スル便不便ハ本案ニ附加シテ之チ裁判スヘシ總テ



此種ノ裁判チ「ジツジツマン、ド、デフォール、プロファイ、ジョアン」トイフ

ユンゼ、デフォール

Congé-défaut.

### 引去缺席

〔本義〕「ユンゼ」ハ「引去」ノ意

〔釋解〕ダロロズ缺席ニ二種アリテ其規則チ異ニス被告  
人ノ缺席ヲ稱シテ單ニ「デフォール」トイヒ原告人ノ缺席ヲ  
稱シテ「ユンゼ、デフォール」トイフ何ントナレハ原告人ハ被  
告人ニ對シテ訴ヲ爲スト雖此之ヲ主張スル爲メニ出  
席セサルカ故ニ其訴ヲ委棄シタルモノト看倣サレ而  
シ其被告人ニ許ルシテ其訴ヘラレタル事件ヨリ引キ  
離レ去ラシムルヲ以テ此缺席ノ效トスレハナリ○「按」  
又「デフォール、ユンゼ」トモイフ



〔參照〕治安裁判所ノ裁判ハ(訴)一九以下、民事裁判所ノ裁判ハ(訴)一四九以下、計算ハ(訴)五四二、執行ハ(訴)一二三、地面ノ取上ハ(民)二二一五、保證ハ(訴)一七九、訴訟再起ハ(訴)三四九ヨリ三五一迄、敬慎願書ハ(訴)四八〇、書付ノ審査ハ(訴)一九四、商法裁判所ノ裁判ハ(訴)四三四以下、(商)六四三、六四五、控訴院判決ハ(訴)四七〇、警視裁判所ノ裁判ハ(治)一四六、一四九以下、輕罪裁判所ノ裁判ハ(治)一八四、一八六以下、重罪裁判所ノ裁判ハ抗傳ノ處ニ見ユ、陪審ハ(治)三九六、三九七、喚徴狀ハ(治)九一、時效ハ(治)六四一、證人ハ(治)八〇、八一、三五四、三五五、

デフアンツール

被告人

Défendeur.



Défnitif.

〔本義〕「デファンドル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本  
 羅甸ノ「デファンデレ」ヨリ出ツ「デファンデレ」ハ「デ」ト「ファンデ  
 レ」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「ファンデレ」ハ「推ス」  
 又「激スル」ノ義又「他ノ挑唆ヲ拒ム」又「壓倒スル」ノ義  
 〔釋解〕裁判所へ呼出サレ辯解ヲナス人ヲイフ控訴院ニ  
 於テハ之ヲ「エノンチメ」トイフ（イノ部二七「エノンチマシオ  
 ン」ノ處ニ見ユ）○リトレ裁判所ノ願ニ敵シテ自ラ防キ  
 衛ル人ナリ此語ハ「ドマンヅール」ト相對シテ用ヰルモ  
 ノナリ

デフニチフ

確定

〔本義〕「デフィニル」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ナリ「デフィ



「コル」ハ「デ」ト「フィン」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ  
 「フィン」ハ「終ル」ノ義

〔釋解〕「プロウイザアル」ト相對スル語ニテ「ジツジツマン」プロウイ  
 ザアル「ジツジツマン」デ「フィン」チ「確定裁判ナリ」シノ部六ト  
 イフカ如キ是ナリ○按「ジツジツマン」プロウイザアル「プロウイ  
 ザアル」ハ「暫時又假リ」ノ義トハ主タル事件ヨリ離レタ  
 ル事ニシテ至急ニ其處分ヲ要スルキ現地ニ就テ一時  
 假リニ與ヘタル裁判チイフ喩ヘハ婦原告ト爲リ其夫  
 ニ對シテ別居ヲ爲ス迄テノ間婦ノ衣服等ノ料ハ之ヲ  
 夫ニ出サシムヘキヲ婦ニ許スルハ之ヲ許シタル裁  
 判ハ即チ「ジツジツマン」プロウイザアルナリ此裁判タル更ニ  
 本按ニ關係スル所ナキモノナリ（ボアタルニ據ル）

〔參照〕治安裁判所控訴ハ（訴）三一、民事裁判所ノ裁判ハ（訴）



〔參照〕治安裁判所控訴ハ(訴)三一、民事裁判所ノ裁判ハ(訴)四五、四七三、

デグラダシオン

一六  
Dégradation.

損破

〔本義〕「デグラデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅  
甸ノ「デグラダレ」ヨリ出ツ「デグラダレ」ハ「ド」ト「グラヂッス」  
ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「グラヂッス」ハ「等級」ナ  
リ「デグラダレ」ハ即チ「等級」ヨリ離ルノ義ナリ  
〔釋解〕一切ノ損害又ハ破壊ナリ

デグラダシオン、シウイク

Dégradation civique.

剝奪公權

〔本義〕「デグラダシオン」ト「シウイク」ト組合セシ熟語ニテ「シ



ウイク<sup>レ</sup>ハ羅甸ノ「シウイス<sup>レ</sup>」ヨリ出ツ「シウイス<sup>レ</sup>」ハ「國民」ナリ「シウイ  
ク<sup>レ</sup>」ハ即チ「國民ニ屬スル<sup>レ</sup>」ノ意ナリ

〔釋解〕一ノ加辱ノ刑ナリ此刑ヲ受ケタルモノハ其公權  
民權親族權ヲ行フヲ得ス此刑ハ時トシテハ主刑トシ  
テ言渡シ又附加刑トシテ言渡スコアリ

〔參照〕建物ノ損破ハ(刑)二五七、公權剝奪ハ(刑)八ノ二項、二  
八、三四ヨリ三六マテ、一六七、

ドグレ

等級

17  
Degre.

〔本義〕羅甸ノ「グ<sup>レ</sup>ラヂ<sup>ウ</sup>ス<sup>レ</sup>」ヨリ出ツ「グ<sup>レ</sup>ラヂ<sup>ウ</sup>ス<sup>レ</sup>」ハ「梯子ノ級」ナ  
リ

〔釋解〕物ノ順序ヲ計フルトキ彼ヨリ此ニ至ルノ間ニシ

テ其前ニ他ノ級アルヘク又其後ニモ他ノ級アルヘキ



〔釋解〕物ノ順序ヲ計フルトキ彼ヨリ此ニ至ルノ間ニシ

テ其前ニ他ノ級アルヘク又其後ニモ他ノ級アルヘキ  
モノナリ

Degré de juridiction.

ドグレ、ド、ジウリヂクシオン

裁判權ノ等級

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ジウリヂクシオン」ハ「裁判權」ナリ（ジノ部  
一〇）

〔釋解〕ダローズ始審又ハ終審ニテ裁判スルノ權ヲ定ム  
ルタメニ設ケタル裁判權ノ等級ナリ

ドグレ、ド、パランテ

Degré de parenté.

親屬ノ等級

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「パランテ」ハ「親族ノ續合ヒ」ナリ  
〔釋解〕親族中ニテハ各「ゼ」ヲシオン（生出ノ義ゼノ部八）



ヲ以テ一ツノ等級トス○ダローズ親族ノ續キ合ヒチ  
以テ結合セル多クノ人ヲ分別スル所ノ距離ナリ  
〔参照〕親族ノ等級ハ(民)七三五以下、

デゲルピスマン

Déguerpissement.

### 委棄

〔本義〕「デゲルピルト」イフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「デゲ  
ルピル」ハ「デ」ト「ゲルピルト」合成セシモノニテ「デ」ハ前詞  
ナリ「ゲルピル」ハ佛ノ古語ニテ「抛却スル」又「投ケル」ノ義  
〔釋解〕相續物ノ「アバンドン」(委棄ナリアノ部一)「デレスマ  
ン」(本部一九)ナリ他人ノ土地ヲ不正ニ占有スルモノハ  
之ヲ罰シ「デゲルピスマン」ヲ爲サシム不動産ノ占有者  
タル外人其不動産上ニ在ル所ノ義務ヲ遁カレントス

ルトキハ其不動産ノ「デゲルピスマン」即チ「デレスマン」



Délaissement.

ルトキハ其不動産ノ「デゲルピスマン」即チ「デレスマン」  
ヲ爲シテ之ヲ遁カル、ヲ得ヘシ

デレスマン

委棄

〔本義〕「デレセ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「デレセ」ハ  
「デ」ト「レセ」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「レセ」ハ「其  
儘ニシテ置ク」ノ義

〔釋解〕物ノ上ニ在ル所ノ義務ヲ免カル、趣意ニテ爲シ  
タル其物ノ「アバンドン」(委棄ナリアノ部一)チイフ

デレスマン、アプレ、アシウランス

Délaissement après assurance.

保險後ノ委棄

〔本義〕「アプレ」ハ「後」ナリ「アシウランス」ハ「保險」ナリ(アノ部



八七

〔釋解〕ダローズ保險セラル、モノヨリ保險スルモノニ  
爲シタル保險物ノ委棄ナリ

Délaissement par hypothèque.

デレスマン、パル、イポテク

書入質ニ依レル委棄

〔本義〕「パル」ハ「依テ」ノ義「イホテク」ハ（書入質ナリアシツノ部  
八）

〔釋解〕タローズ一債主カ書入質トシテ取リタル土地ヲ  
外人ノ占有スルキ此土地ヲ委棄セシテ其占有者ヲ  
ル外人ニ催促スル所爲チイフ

〔參照〕書入ニ依ル委棄ハ（民）二一六六以下、海商ニ付テハ  
（商）二一六、三一〇、保嶮後ノ委棄ハ（商）三六九以下、裁判所



ヨリ命シタル委棄ハ(民)一七二七、「レ」エシテグラソドレハ  
(民)二〇六〇ノ二項、敬慎願書ハ(訴)四九七、

デレガシオン

移轉

委任

〔本義〕「デレゲ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅句  
ノ「デレガレ」ヨリ出ツ「デレガレ」ハ「遺ル」ノ義

〔釋解〕「ト」ラソスボル(人權ノ移轉ナリテノ部一四)又「シ」  
「ロ」ガシオン(代權ナリエスノ部二二)ナリ「デレガシオン」、  
「ド」デト「デト」ハ負債ナリ本部四一トイヘハ負債主ヨリ  
其債主へ自己ノ義務ヲ代償スヘキ義務者ヲ遺ルヲナ  
イフ〇裁判權ノ「デレガシオン」トイヘハ即チ「コミシオ



ン、ロガトアル(請託ナリセノ部四四)ナリ

〔参照〕(民)一二七五ヨリ一二七七マテ、二二一一、

デリベレ

111 Délibéré.

會議

〔本義〕「デリベレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅

甸ノ「デリベレ」ヨリ出ツ「デリベレ」ハ「衡カル」ノ義今

衆議ヲ以テ事ヲ吟味スルノ意ニ慣用ス

〔釋解〕裁判所ニテ雙方ノ申述ヲ聞キ了ハリ其裁判ヲ申

渡サントスルノ期ニ先チ其事件ヲ評議スルヲ「ナイフ」

〔参照〕(訴)九三以下、

デレンカン

111 Délinquant.

犯罪者



〔本義〕「デレンケ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅  
甸ノ「デレンケレ」ヨリ出ツ「デレンケレ」ハ「欠缺スル」ノ義  
因テ「罪ヲ犯ス」ノ義トナス○ボアソナド氏云善道ヲ抛  
棄シテ邪道ヲ取ルノ意味ナリ

〔釋解〕輕罪ヲ犯シタル人ナリ

デリ

犯罪

輕罪

〔本義〕「デレンカン」ニ同シ

〔釋解〕輕罪裁判所ノ管理ニ歸スル所ノ刑スヘキ總テノ  
所行ヲイフ凡輕微ノ罪ニ屬スル事件ハ大略此語ニ包  
括ス○リトレ凡法ニ違フノ罪ハ皆「デリ」トイフ又懲治



ノ刑ヲ以テ法ノ刑スル罪ヲイフ又民法ニ於テハ他ヲ  
害スルノ意アリテ他ニ損害ヲ被ムヲシムル所ノ不法  
ノ所爲ヲイフ所謂「デリ、シウイル」トハ此所爲ノコナリ  
〔参照〕(刑)一、三、四、民事ニ管シテハ(民)一三八二以下、幼者ハ  
(民)一三一〇、證人ノ證據ハ(民)一三四八、和解ハ(民)二〇四  
六、

ドムール

居所

一四 Demeure.

〔本義〕「ドムール」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅  
甸ノ「デモラリ」ヨリ出ツ「デモラリ」ハ「滯フル」又「或ル場所  
ニ止マル」ノ義

〔釋解〕「レシダンス」居所ナリ(ニルノ部三七)

ミズ、ア、ン、ドムール



Mise en demeure.

ミズ、ア、ン、ド、ム、ー、ル

遅滞ニ付スルコト

〔本義〕「ミズ」ハ「置ク」ノ義「ア、ン、ド、ム、ー、ル」ナリ

〔釋解〕義務者ニ其義務ヲ執行セシムコトヲ裁判所外ノ書面  
ヲ以テ通知シ催促スルコトヲイフ

ペリル、ア、ン、ド、ム、ー、ル

Péril en demeure.

遅滞ニ由レル危険

〔本義〕「ペリル」ハ「危殆」ナリ「ア、ン、ド、ム、ー、ル」ナリ

〔釋解〕斯ニ品物アラシキニ若シ其保存ノ手段ヲ爲サ、ル  
トキハ其品物損壞スルニ至ルヘキトキハ即チ「ペリル、ア  
ン、ド、ム、ー、ル」アリトス。○「バシッレ」少シク遅延スルトキハ  
物件失亡シ又ハ壊敗スヘキ事ヲイフ若シ此「ペリル、ア



ン、ドムールアリト思量スルトキハ其危険ヲ預防スヘ  
キ所置ヲ請フタメ裁判所ニ訴ヘサルヘカラス此場合  
ニ於テハ一般ニ呼出ヲ禁シタル事柄ナリトモ裁判所  
ハ呼出ヲ爲シ拿住又ハ付托又ハ保存ニ必用ナル所置  
ヲ命シ又ハ故障等ニ拘ラス闕席裁判ノ執行ヲ許スヲ  
得ヘキナリ

〔参照〕居處ハ「レ」シダ「ン」ス「」參看、付遲滯ハ(民)一一三九、遲滯  
危険ハ(訴)八〇六、

デミシオン、ド、ビアン

二五

Démision de biens.

財産ノ遺留

〔本義〕羅甸ノ「デ」ミシオンヨリ出ツ「デ」ミシオンハ「戻ス」ノ義  
〔釋解〕リトレ此語ハ佛ノ古昔ノ法律語ニシテ或ル義務

又ハ條件ヲ設ケテ己レノ推測相續人ヘ己レノ一切ノ



又ハ條件ヲ設ケテ己レノ推測相續人へ己レノ一切ノ  
 財産ノ「アバンドン」(委棄ナリアノ部一)ヲ爲ス「チイフ  
 ドニ、ド、ジウスケス

推故不審理

〔本義〕「ド」ハ「ドニエ」トイフ勸詞ノ變シタルモノニシテ  
 其本羅甸ノ「デ子ガレ」ヨリ出ツ「デ子ガレ」ハ「肯ンセサル」  
 ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ジウスケス」ハ(裁判所ノ意ナリシノ部一  
 三)

〔釋解〕裁判官其職事ヲ行ヒ又ハ裁判ヲ與フルヲ拒ム「  
 ナリ」○「バシツレ」裁判官法律ノ不言曖昧又ハ不備ヲ口實  
 トシテ裁判スルヲ拒ミ又ハ願ヒニ答フル「ヲ」ヲ拒ミ又  
 ハ裁判セラルヘキ手續キニ至リタル裁判ヲ裁判スル



ヲ拒ムトキハ之ヲ「ドニ、ド、ジッスチス」トス千六百七十年  
 ノ「オールドナンス」ニテ裁判スヘキ手續ニ至リタル事件  
 チ裁判スル「チ怠リ又ハ遅延スルトキハ自ラ其責ニ  
 任セシメ訴訟費用及ヒ損害ヲ償ハシム又刑法第百八  
 十五條ニテ二百「フラン」ヨリ五百「フラン」ニ至ルノ罰金  
 チ科シ且五年ヨリ二十年ニ至ルノ間公ケノ職務ヲ行  
 フ「チ禁ス

〔参照〕(民)四、(訴)五〇五ヨリ五〇八迄、一八五、

ドニエ、ア、ヂウー

Denier à dieu.

手附金

〔本義〕羅甸ノ「ドナリユス」ヨリ出ツ「ドナリユス」ハ「ドニエ」  
 ヨリ出ツ「ドニエ」ハ羅甸ノ銀貨ノ名ニシテ其本十數ノ



義ニシテ十「アス」ノ位ニ當ルモノチイフ「アス」ハ銅貨ノ  
名「ア」ハ「ニ」ナリ「ヂツ」ハ「神」ナリ此語ノ出處ハ取引又ハ約  
束ニ付テ拂ハシムル一種ノ税ニシテ之ヲ慈善ノ施行  
ニ用ヰタリ

〔釋解〕約束ノ明據ヲ立ツルタメニ或ル約束或ル取引ニ  
於テ慣習ニテ用ユル所ノ手附金ナリ此出處ハ本義ニ  
陳フルコトク施物ニ始リシモノナリ○バシツレ現今ハ  
「ドニエ」ハ借家人ト所有者又ハ僕婢ト主人トノ間ニ於  
テ雙方ノ約束ヲ取極メタル時拂フ所ノ手附金ノ一種  
ナリ

デパンダンス

附屬物



〔本義〕「デパンドル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本  
羅句ノ「デパンドレ」ヨリ出ツ「デパンドレ」ハ「デ」ト「パ  
ン」デ  
キ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「パ」ン「デ」レ  
ハ「釣」ラ  
レテ在ル」ノ義

〔釋解〕ダロ一ズ他ノ物ニ掛連スル所ノ物即チ他ノ物ノ  
「ア」クセツ「アル」(「從」ノ「ナ」リアノ部一四)ト爲リタル物チイ  
フ

デパン

Dépens.

訴訟入費

〔本義〕羅句ノ「デパンドレ」ヨリ出ツ「デパンドレ」ハ「ド」ト「パ  
ン」ド「レ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「パ」ン「ド」レ「ハ  
佛」ノ「ペ」イ「エ」ト同ク「拂」フ」ノ義



〔釋解〕訴訟ヲ畢フルニ必用ナル總テノ入費ヲイフ○ダ  
ローズ特ニ民事訴訟ニ付テノ費用ヲイフ語ナリ○バ  
シツレ裁判所ヘ訴ヘテ爲スニ付テノ費用ナリ使吏ノ書  
面代證人ノ世話裁判宣告ノ寫及裁判執行ヨリ生スル  
所ノ費用ハ總テ「デパン」トイヒ訴訟ニ負クルモノニ之  
ヲ拂ハシム

Condamnation aux dépens.

訴訟入費ノ言渡

コンダナシオン、オー、デパン

〔本義〕「コンダナシオン」ハ「コンダナシ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「コンダナシ」ハ羅甸ノ「コンダナレ」ヨリ出ツ「コンダナレ」ハ「罰スル」ノ義「オー」ハ「ニ」ナリ  
〔釋解〕「按」曲者ニ訴訟費用ヲ言ヒ渡スヲナリ



Compensation de dépens.

コンパンサシオン、ド、デパン

訴訟入費ノ抵填

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「コンパンサシオン」ハ抵填ナリ（セノ部

五二）

〔釋解〕バシムレ時トシテハ裁判所ヨリ訴訟入費ヲ抵填セシムルコトアリ即チ訴訟人雙方親族ノ續キ合ヒアルカ又ハ訴訟人互ニ曲處アルニヨリ其費用ヲ爲シタル雙方ノモノニ之ヲ負ハシムルコトアリ

〔參照〕入費言渡ハ（訴）一三〇ヨリ一三三マテ、一三七、一〇三一、清算ハ（訴）五四三、五四四、特權ヲ以テ拂ハシムルコトハ（民）二一〇一ノ一項、二一〇四、二一〇五、

デポル



### 回避

〔本義〕羅甸ノ「デポルタレ」ヨリ出ツ「デポルタレ」ハ「ド」ト「ポ  
 ルタレ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「ポルタレ」ハ  
 「送ル」ノ義即チ「デポルタレ」ハ「外」へ出ル「」ノ出来サルモ  
 ノチ外へ出ス「」チイフ

〔釋解〕裁判官其身上ニ於テ嫌疑アルコ因リ自ラ其裁判  
 チ回避セントスル陳述ナリ○ダローズ自己ノ引受タ  
 ル役目チ辭退スル事チイフ此語ハ專ラ仲裁人ニ付テ  
 用井ル語ナリ裁判官ニ付テハ「アブスタンション」(自禁  
 ナリア)ノ部一〇ト同義ニ用ユ

〔参照〕仲裁人ノ回避ハ(訴)一〇一、一〇二ノ一項、一〇一四、裁判  
 官ノ自禁ハ(訴)三八〇、



三二  
Déportation.

デポルタシオン

流刑

〔本義〕「デポル」ニ同シ「デポルタシオン」ハ「此物ヲ彼所ニ移ス」チイフ

〔釋解〕施體加辱ノ刑ニシテ罪人ヲ其殖民地ニ移ス所ノ刑ナリ

〔參照〕〔刑〕七ノ三項、一七、七〇、七一、

デポ

付托

三三  
Dépôt.

〔本義〕羅甸ノ「デポ子レ」ヨリ出ツ「デポ子レ」ハ「ド」ト「ポ子レ」ト合成セシモノニテ「ド」ハ「下」ニ「又」土「コ」ノ義「ポ子レ」ハ「置ク」ノ義「デポ子レ」ハ即チ「下」ニ置クノ意ニテ今「他」へ物ヲ

委託スルノ意ニ慣用ス



クノ義「デポ子レ」ハ即チ「下」ニ置クノ意ニテ今「他」ヘ物ヲ

委託スルノ意ニ慣用ス

〔釋解〕他人ノ物ヲ保護シテ其原質ノ儘之ヲ返却スヘキ義務ヲ負ヒテ物ヲ預カリ置クコトナリ

Dépôt volontaire.

デポ—、ウオロンテル

隨意乃付托

〔本義〕「ウオロンテル」ハ「隨意」ノ義

〔釋解〕「バシッレ」預ケ人ト預カリ人ト雙方ノ承諾ヨリ爲リタル付託ヲイフ

デポ—、子セセル

不得已付托

Dépôt nécessaire.

〔本義〕「子セセル」ハ「必用」ノ義又「止ム」ヲ得サルノ義

〔釋解〕「バシッレ」火難争亂寇盜破船其他不意ノ異變ニ因テ



止ムヲ得ス爲ス所ノ付托ナリ又旅客其所持品ヲ旅店ニ付托セルトキハ法律ニ於テ其付托ヲ「デポ」トシモルト同視ス其付托本ト已ムヲ得サルノ情實ニ出シモノナルカ故ニ付托物ノ價ニ拘ハラヌ百五十「フラン」以上ノ物ニテモ證人ヲ以テ證據トスルヲ許ス

〔參照〕(民)一九一五、一九一六、其性質ハ(民)一九一七以下、隨意ノ付托ハ(民)一九二一以下、預人ノ義務ハ(民)一九二七以下、付托人ノ義務ハ(民)一九四七、一九四八、不得止ノ付托ハ(民)一九四九以下、失踪ハ(民)一二五、財產拋棄ハ(訴)九〇五、抵填ハ(民)一二九五ノ二項、民事禁錮ハ(民)二〇六〇ノ一項、四項、質ハ(民)二〇七九、時効ハ(民)二二三六、二二三九、證據ハ(民)一三四一、一三四八ノ二項、



九、證據ハ(民)一三四一、一三四八、二項

11111

Dernier ressort.

デルニエ、ルソル

終審

〔本義〕「デルニエ」ハ羅甸ノ「ドレトロ」ヨリ出ツ「ドレトロ」ハ「ド」ト「レ」ト「ロ」ト合成セシセノニテ「ド」ハ「前詞」ナリ「レ」ト「ロ」ハ「後」チノ義又「多數」アルモノ、最後ニ居ルモノノ義「ルソル」ハ區域ナリ(エルノ部四二)

〔釋解〕裁判權ノ最終ノ等級ナリ「デルニエ、ルソル」ノ「デ」シ「オ」ン「レ」(裁判ナリ)トイヘハ其「デ」シ「シ」オ「ン」ニ對シテ控訴スヘキノ路ナキモノナイフ

〔参照〕(訴)四五三、四五四、

1111

Désaveu.

送デ噓ガ菜グ 噍ダ

不認

テノ部

四三九



〔本義〕「デ」ト「アウ」ト合成セシモノニテ「デ」ハ「前詞」ナリ「アウ」ハ自認ナリ（アノ部一〇〇）

〔釋解〕一ノ事件ヲ自認セサル人ニ對シテ義務ノ生スル  
 片其事件ヲ非トシテ拒ムトチイフ例ハ代證人ニ對  
 シテ「デザウ」ト爲ストイフガコトキ是ナリ〇リトレ人  
 ノ爲シ又ハ言ヒタル事ヲ其人ニ爲セト許サ、リシト  
 申述フルトチイフ即チ代理人ニ付テ「デザウ」代書  
 人ニ付テ「デザウ」トイフカコトキ是ナリ

Désaveu de paternité.

父タルヲ認メサル

送デ嚙ガ菜グ杜イ吠ツ鏡パ兒テ尼ル太ニ 剖ニ泥テ 唼ペ啞ガ 啞子 啞ツ 啞ツ 啞ツ

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「パテル」ニテ「ハ」父縁ナリ（部一八）

〔釋解〕夫ノ爲ス訴ニシテ其婦ノ生ミタル子ヲ己レノ子

ニ非スト主張シテ婚姻ヨリ出ル商主タルハ其權利



〔釋解〕夫ノ爲ス訴ニシテ其婦ノ生ミタル子ヲ己レノ子

ニ非スト主張シテ婚姻ヨリ出ル嫡生タルヘキ推測ヲ  
打チ破ルヲ目的トスルコトイフ

〔參照〕代訟人ニ付テハ(訴)四九ノ七項、三五二以下、不認爲  
親ハ(民)三一以下、

デサンダン

Descendants.

卑屬

〔本義〕「デサンドル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本  
羅甸ノ「デスサソデレ」ヨリ出ツ「デスサソデレ」ハ「デ」ト「ス  
アソデレ」ト合成セシモノニテ「デ」ハ「反スル」ノ意ヲ示ス  
語「スアソデレ」ハ「上ル」ノ義「デサソデレ」ハ即チ「下ル」ノ義  
ナリ

〔釋解〕血統ヲ同クシテ其宗系ヨリ下ル所ノ總テノ人ヲ



イフ即チ子ハ父ノ「デサンダ」孫ハ祖父ノ「デサンダ」トイフカコトキ是ナリ

〔参照〕相續ニ付テハ(民)七四五、

デゼランス

Deshérence.

無繼嗣

〔本義〕「デ」ト「エイル」ト合成セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「エイル」ハ「繼嗣」ナリ

〔釋解〕相續人ノ無キチイフ茲ニ一相續アラシクニ之ヲ得ヘキ相續人ノナキトキハ其相續ヲ「シツクセシオン、アン、デゼランス」(無繼嗣人相續)トイヒ政府ニテ其相續ヲ受ク

〔参照〕(民)三三、五三九、



Désistement.

デジストマン

願下

〔本義〕「デジステ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅  
 甸ノ「デジステレ」ヨリ出ツ「デジステレ」ハ「ド」ト「ジステレ」  
 ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「ジステレ」ハ「止メル」  
 ノ義

〔釋解〕願ヒ或ハ其主張セシ「」ヲ明白ニ委棄スル「」ヲ述  
 ルチイフ此「デジステ」トマン「」ハ必ス許サ、ルヘカラス

〔参照〕民事ニ付テハ〔訴〕四〇二、四〇三、時効ハ〔民〕二二四六、  
 二二四七、刑事ニ付テハ〔治〕四、姦通ハ〔刑〕三三六、

デスナナシオン

用方

Destination.



〔本義〕「デスチナトイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅  
甸ノ「デスチナレ」ヨリ出ツ「デスチナレ」ハ「ド」ト「スチナレ」  
ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「スチナレ」ハ「定メル」  
ノ義

〔釋解〕一定シタル目的ノアル品物ノ用方チイフ

Immeuble par destination.

インムーブル、パル、デスチナシオン  
用方ニ由レル不動産

〔本義〕「インムーブル」ハ不動産ナリ（イノ部一）「パル」ハ「ニテ」  
ナリ

〔釋解〕リトレ其性質動産ナレトモ之チ不動産ノ用ニ充  
テ又ハ常ニ其動産チ不動産ニ附着セシムルニ因リ不  
動産ト見做ス所ノモノチイフ



Servitude par destination  
du père de famille.

セルウイチツド、パル、デスチナシオン、  
ヂツ、ペル、ド、ファミウ  
先前ノ用方ニ由レル地役

〔本義〕「セルウイチツド」ハ地役ナリ（エスノ部一）「パル」ハ「ニテ」  
ナリ「ヂツ」ハ「ノ」ナリ「ペル」ハ「父」「ファミ」ハ親族ナリ（エフノ部三）  
〔釋解〕リトレ土地ノ形狀チイフ即チ先前ノ所有者ノ仕  
置キ又ハ任セタル形狀ノ「ナリ」○ムーロン「デスチナ  
シオン、ヂツ、ペル、ド、ファミ」トハ二箇ノ地面チ有スル一ノ所  
有者其一ツノ地面チ他方ノ用ニ供セント取極メタル  
或ル所置チイフ此二箇ノ地面一人ノ所有ニ屬スルト  
キハ其極メハ未タ「セルビチツド」即チ地役タル「ナシ」然  
レ亦賣買相續等ノ「ニテ」其地面ノ甲乙各自ノ所有タ  
ル「ナル」ヘシ此場合ニ於テハ其取極メハ一人ニテ自



由ニ所置スルヲ得サルニ付キ其極メハ即チ眞ノ地役  
 ト爲ルナリ故ニ其物品二人ノ所有ト爲リタルトキノ  
 形狀ニテアルモノト雙方心得居タルモノト法ニテ之  
 ナ想像スルナリ法ニ「デスチナシオン、ギウ、ベル、ド、ファミウ」  
 ハ證書ノ價アリトイヘルハ即チ之ヲ指スナリ其價ア  
 リトハ取極メニ由リテ地役ノ成立チタルヲ想像ス  
 ルチイフ

〔参照〕由用方不動産ハ(民)五一七、五二二以下、(訴)五九二、取  
 極ノ由用方地役ハ(民)六九二ヨリ六九四マテ、

送聚埃柱杜 デジエチエチエ  
 蝶黜 デイエチエツ  
 委癈 ヂウツ

〔本義〕羅甸ノ「デシツエチツド」ヨリ出ツ「デシツエチツド」ハ「ド」ト



「ジツエチツド」ト合成セシモノニテ「ド」ハ前詞ナリ「ジツエチツド」ハ「習ハセ」ノ義

〔釋解〕リトレ年月ヲ經ルニ由リテ慣習法律等ノ止ムヲ  
チイフ○ダロゾ慣習實行ノ間斷スルチイフ故ラ法  
律ニ付テハ之ヲ實行セラレサルニ由リテ自ラ廢タレ  
タルヲナリ

デタンシオン

禁獄

握持

監禁

四〇

Détention.

〔本義〕「デトコル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅  
甸ノ「デチ子レ」ヨリ出ツ「デチ子レ」ハ「デ」ト「チ子レ」ト合成

デノ部

四四七



セシモノニテ「デ」ハ前詞ナリ「チテレ」ハ「握キル」ノ義

〔釋解〕施體及ヒ加辱ノ刑ニシテ被罪人ノ自由ヲ奪フモ

ノナリ即チ重罪人ニ擬抵スル禁錮ナリ○ダロ一ズ物

チ實際所持スルヲチイヒ又時トシテハ法ノ禁シタル

占有チイフ又「デタンシオン、プレウアンチ」トイヘハ裁判

前ニ於ケル被告人拘留ノ有様チイフ又「デタンシオン、

アルビトレル」トイヘハ法ニ反シテ人ヲ拘留スルヲチ

イフ

〔參照〕「デタンシオン、プレウアンチ」ハ〔治〕九一ノ三項、刑名

ノ「デタンシオン」ハ〔刑〕七ノ五項、一七、二〇、三六、四七、

デト

負債

四一 Dette.



〔本義〕羅甸ノ「デビトム」ヨリ出ツ「デビトム」ハ「返スヘキ物」ノ義

〔釋解〕結約ヲ爲シタル總テノ義務ヲイフ○ダロース必ス償却スヘキモノナリ又「デト、パシウ」トイヘハ己レノ償却スヘキ金圓ナリ「デト、アクチウ」トイヘハ他ヨリ己レニ償却ヲ受クヘキ金圓ナリ又此第二ノ場合ニテハ「クレアンスト」ト同義ナリ「クレアンスト」ハ（人權ナリ）

〔參照〕普通ノ負債ハ（民）二二〇四、（訴）五五七、五五八、共通財産ニ付テハ（民）一四八二、贈遺ニ付テハ（民）九四五、九四七、相續ニ付テハ（民）七二四、八〇二、八七〇以下、一〇〇九、一〇一二、一〇二四、一二二〇以下、一四八九、收實權ニ付テハ（民）六一一、六一二、



Dévis.

ドウイ

仕様書

〔本義〕羅甸ノ「ヂウヰゾム」ヨリ出ツ「ヂウヰゾム」ハ「分タレタル」ノ義

〔釋解〕將來作スヘキ仕事并ニ其仕事ノ代價ヲ巨細ニ記ルシタル覺ヘ書ナリ○パシッレ建築ノ語ニテ大工場者石工立具屋等ノ其仕事ニ付テノ明細書ニシテ此明細書ニハ一切ノ建築ノ代價材料ノ性質建物ノ容積成功ノ日附遅延ヨリ生スル損害ノ償金等ヲ記スルモノナリ

〔参照〕(民)一七一、一七七九、一七八七以下、

デウオリウシオン

Dévolution.



歸屬

〔本義〕羅甸ノ「デウオリツチツス」ヨリ出ツ「デウオリツチツス」ハ「向ヒ環  
クル」ノ義

〔釋解〕「アトリビツシオン」(歸シ屬スルノ意)ナリ相續ニ付テ  
ハ那ノ續合ヨリ他ノ續合へ「デウオリツシオン」ヲ爲ス  
ナシ故ニ若シ一ノ續合ニノミ相續人アルトキハ其相  
續人ハ増加ノ權ヲ以テ其財産ノ全部ヲ併セ取ルヲ  
得へシ○バシツレ相續ノ事柄ニ關シテハ此語ハ「トラ  
ンスミシオン」(遷移)ノ意ニ用ユ故ニ父系又ハ母系ノ  
一方ニ血屬ノナキトキハ其無キ系ヨリ他ノ系へ「デウ  
オリツシオン」ヲ爲ス又繼嗣ナクシテ死去シタル私生子ノ  
相續ハ其子ヲ公認シタル父又ハ母ニ「デウオリツシオン」ヲ



爲ス

〔参照〕(民)七三三、七三四、七五五、

ヂファマシオン

四四

Diffamation.

誹謗

〔本義〕「ヂファマレ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅句  
ノ「ヂファマレ」ヨリ出ツ「ヂファマレ」ハ「ヂ」ト「ファマレ」ト合成セ  
シモノニテ「ヂ」ハ「切去ル」ノ義「ファマレ」ハ「名譽」ナリ

〔釋解〕他人ノ面目或ハ名望ヲ妨クヘキ程ノ性質ノ事柄  
ヲ撥キ又誣ユルヲイフ○バシツレポルリ氏云眞偽ニ拘  
ラス人ノ耻辱タルヘキヲ流布スルヲナリ千八百十  
九年五月五日千八百二十二年三月二十五日ノ法律ニ  
テ之ヲ禁シ之ヲ罰セリ「ヂファマシオン」ノ成立ツニハ左



Dilatoire.

ノ條件アルヲ要ス第一定リタル事柄ヲ撥キ又ハ誣ル  
 一 第二此事柄ハ誣ヒラレ又ハ撥カレタル人ノ面目榮  
 譽ニ妨害ヲナスヘキ性質ノモノ爲ル一 第三此撥キ又  
 誣ヒハ故意アリテ害ヲ加フルノ企テコテ爲シタル一  
 第四法ニ定メタル公ニスルノ情實ノ備リタル一  
 〔参照〕千八百十九年五月ノ十七日ニ定メタル出版條例  
 一三以下、

ヂラトアル

遷延ヲ

〔本義〕羅甸ノ「ヂラト」リッス」ヨリ出ツ「ヂラト」リッス」ハ形容詞  
 ニテ其初メ「ヂラシ」チ子ム」トイフ名詞ナリ「ヂラシ」チ子  
 ム」ハ「ヂ」ト「ラシ」ト合成セシモノニテ「ヂ」ハ遠サカルノ



意ヲ示ス前詞ナリ「ラシチ」ハ「送ル」ノ義「デラシオ子ム」ハ即チ「他時ニ移ス」ノ意ナリ

〔釋解〕時日ヲ遷延スルチイフ○バシツレ訴訟ノ吟味又其裁判ヲ遅延セシムヘキ總テノ事チイフ

エクセプシオン、デラトアル

遷延乃申立

Exemption dilatoire.

〔本義〕エノ部三〇

〔釋解〕同上

〔參照〕〔訴〕一七四、

デリマン

障礙

Diriment.

〔本義〕ノエル羅甸ノ「デリマン」スヨリ出ツ「デリマン」スハ



〔本義〕ノエハ羅伯ノ

「破滅」ノ義

〔釋解〕故障或ハ妨礙アルノ謂ヒナリ

アソペ  
唵珀 咳 戍蠻 吁  
シウマン  
地哩蠻 吁  
エイアン  
唵 啞

Empêchements diriments.

〔本義〕「アンペーシマソ」ハ「アンペーセ」トイフ働詞ノ變シ

タル名詞ニシテ「アンペーセ」ハ「妨害スル」ノ義

〔釋解〕甚シキ障害ナリ此障害アル婚姻ハ決シテ成立ス  
ルヲ得サルモノトス

ヂセルヌマン

Discernement.

辨別

〔本義〕「ヂセル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅  
甸ノ「ヂセル」ヨリ出ツ「ヂセル」ハ「分ツ」又「視分ク

デノ部

四五五



ルノ義

〔釋解〕是非善惡ヲ辨別スル力ナリ法ニ於テ罪ヲ犯スモ  
ノアリト雖モ其辨別アル能ハサルモノハ之ヲ刑セス

〔參照〕〔治〕三四〇、〔刑〕六六ヨリ、六九マテ、

ヂスクレシオ子ル

Discretionnaire.

專斷乃

〔本義〕羅甸ノ「ヂスクレシオ子ム」ヨリ出ツ「ヂスクレシ

オ子ム」ハ「ヂセル子レ」ヨリ出ツ「ヂセル子レ」ハ上ニ見

ユ

〔釋解〕他ノ見分ケニ任セ又他ノ所置ニ任セルヲナリ

プーウオアル、ヂスクレシオ子ル

Pouvoir discretionnaire.

專斷乃權



Discussion de biens.

〔本義〕「プーウ<sup>オ</sup>アル」ハ「權力」ナリ

〔釋解〕專ラ裁判官ノ意ニ任セテ用ユルヲ得セシムル  
權力チイフ

〔參照〕(治)二六八ヨリ二七〇マテ、

ヂスキウシオン、ド、ビアン

### 財産ノ取調

〔本義〕「ヂスキウシオン」ハ「ヂスキウテ」トイフ働詞ノ變シタル

名詞ナリ其本羅句ノ「ヂスキウテ」ヨリ出ツ「ヂスキウテレ」

ハ「討論スル」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ビアン」ハ「財産」ナリ

〔釋解〕法律ニテ義務者ニ許ルス所ノ便宜ニテ即チ或ル

情實ニ由リテハ此義務者ニ何等ノ財産又ハ何等ノ人

ニ對シテ最初ノ訴ヲ爲スヘキヤチ指示スヲ得セシム



ル所ノ便宜ナリ保證人ハ先ツ主タル義務者ノ「ヂスキッ  
 テ」即チ吟味セラレシテ願フヲ得ヘシ幼者又ハ受禁  
 者ニ付テハ先ツ其動産ノ「ヂスキッシオン」ヲ爲スニ非サレ  
 ハ其不動産ヲ拿住シ之ヲ賣却スルヲ許サス○リトレ  
 法律語ニテハ義務者ニ辨濟セシムルタメニ其財産ヲ  
 穿鑿シテ而シテ辨濟ニ充テシムルヲチイフ「ベチフェイス、ド、  
 ギスキッシオン」トイヘハ保證人ニ許ルシタル權利ニシ  
 テ保證人ハ之ニ由リテ主タル義務者ノ先ツ訴ヘラレ  
 シヲ願フヲ得ヘシ

〔參照〕隨意ノ保證ニ付テハ(民)二〇一九以下、裁判上ノ保  
 證ニ付テハ(民)二〇四二、二〇四三、外人ノ財産ヲ所持ス  
 ルモノ、財産取揚ケニ付テハ(民)二一七〇、二一七一、幼



Dispositif.

年又ハ受禁者ノ財産取揚ケニ付テハ(民)二二〇六、二二〇七、買戻ニ付テハ(民)一六六六、

ヂスポヂチフ

斷案

〔本義〕「ヂスポゼ」トイフ勸詞ヨリ出ツ「ヂスポゼ」ハ「ヂス」ト「ボゼ」ト合成セシモノニテ「ヂス」ハ前詞ナリ「ボゼ」ハ「置ク」ノ義

〔釋解〕裁判ノ一部分ニシテ裁判官ノ判決ヲ與ヘタル所ノモノチイフ即チ其裁判ノ「ヂクトム」(古法語ニテ「ヂスポヂチフ」ニ同シ)ナリ

〔參照〕(訴)一四一、

ヂソリウシオン

Dissolution.

デノ部



## 解止

〔本義〕「ギスードル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其  
 本羅甸ノ「ギソルベレ」ヨリ出ツ「ギソルベレ」ハ「解シ」ノ義  
 〔釋解〕契約ノ消滅ナリ○バシツレ結約者雙方ノ意ヨリ出  
 テ又ハ推定セル事件又ハ不意ノ事件ヨリ出テ契約ノ  
 消滅スルコトイフ會社ノ契約ハ定期ノ盡シルニ依リ  
 又ハ社員ノ死去又ハ分散破産ニ依リ及ヒ契約ノ期限  
 チ定メサルトキハ社員中ノ一人又ハ數人ノ意見ニ依  
 リテ消滅スヘシ婚姻ハ昔時ハ夫婦中ノ天然ノ死又ハ  
 准死又ハ別居又ハ財産ノ分別ニ依テ消滅セシト雖モ  
 今日ハ夫婦中ノ天然ノ死ニ依ラサレハ消滅セズ  
 〔參照〕共通財産ニ付テハ（民）一四四一以下、婚姻ニ付テハ

（民）二二七、二二八、民事ノ會社ニ付テハ（民）一八六五以下、



Distraction.

(民)二二七、二二八、民事ノ會社ニ付テハ(民)一八六五以下、  
商法ノ會社ニ付テハ(商)一八、三九、四〇、四三、四五、四六、

ヂストラクシオン

除去

[本義]「ジストレル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本  
羅甸ノ「ヂストラエレ」ヨリ出ツ「ヂストラエレ」ハ「引拔ク」  
又「分ツ」ノ義

[釋解]新ニ配當チ爲スタメニ物チ分チ去ルコナリ

ヂストラクシオン、ド「デパン

Distraction de dépens.

訴訟入費ノ除去

[本義]「ド」ハ「ノ」ナリ「デパン」ハ訴訟入費ナリ(本部二九)

[釋解]多數ノ費用チ立替ヘタル代訟人へ割賦スルタメ



ニ裁判言渡ノ全部中ヨリ之ヲ引分クルヲチイフ○バ  
 シツレ「ヂストラクシオン、ド、デパン」ハ訴訟ニ勝チタル代  
 訟人ノ得ルモノニシテ其代訟人ハ此「ヂストラクシオ  
 ン」ニ依リテ曲者タル其相手方ニ對シ己レノ名ニテ訴  
 訟費用ノ辨濟ヲ訴フルノ權ヲ得ヘシ「ヂストラクシオ  
 ン」ハ裁判言渡ニ依リ且代訟人ヨリ其前拂ヒテ斷言ス  
 ルニ非サレハ言渡スヲ得サルナリ又「ヂストラクシオ  
 ン」ノ裁判言渡アリト雖モ代訟人ノ其雇主ニ對スル訴  
 ニ就テハ更ニ其効チ有スルコトナシ

ドマンド、アン、ヂストラクシオン

Demande en distraction.

除去ノ願

〔本義〕「ドマンド」ハ「願」ナリ「アン」ハ「ニテ」ナリ



〔本義〕「トマン」ト「願」ナリ

〔釋解〕拿住物件ノ全部又ハ一部ニ付テ「ヂストラクシオン」ノ願ヲ爲スヲナリ○バシツレ外人ノ其己レニ屬スル物件ヲ權利者ニ於テ之ヲ其義務者ノ所有物ナリト認メテ拿住シタルトキ之ヲ競賣中ニ加ヘシメサルタメニ外人ヨリ裁判所ニ出ス所ノ願ナリ  
〔參照〕費用ニ付テハ（訴）一三三、拿住物件ニ付テハ（訴）七二七以下、（商）二一〇、

ヂストリビウシオン

Distribution.

分與

〔本義〕「ヂストリビウエ」ト「イフ」働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅甸ノ「ヂストリビウエレ」ヨリ出ツ「ヂストリビウエレ」ハ「許シ與フル」ノ義



〔釋解〕リトレ義務者ノ拿住ヨリ生スル金額ヲ各權利者  
中へ分配スルヲナリ又「デストリビツシオン、パル、コント  
リビツシオン」ノ語アリ（セノ部八八「コントリビツシオン」參  
看）

ヂウエルチスマン

竊取

五四

Diverissement.

〔本義〕「ヂウエル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ其本羅  
甸ノ「ヂウエル」テレヨリ出ツ「ヂウエル」ハ「回ラス」ノ義  
〔釋解〕「デットルヌマン」〔己レノ物ト爲サンタメ他ノ物ヲ  
竊カニ取ルチイフ〕ナリ

〔參照〕〔民〕一四七七、

ヂウイジビリテ

五五

Divisibilité.



得分

〔本義〕「ヂウイゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「ヂウイゼ」ハ部分スルノ義

〔釋解〕分割スルヲ得ヘキチイフ義務ニ分割ヲ做得ヘキモノアリ分割スルヲ得ヘカラサルモノアリ(オノ部一「オブリカシオン」參觀)分割ヲ爲シ得ヘキ義務トハ義務ノ本タル物ノ性質分割スヘキモノニ付テイヒ分割ヲ爲シ得ヘカラサル義務トハ其物ノ性質分割ヲ爲シ得ヘカラサルモノニ付テイフ

〔參照〕得分義務ト不得分義務ハ(民)一二一七以下、分得義務ノ効ハ(民)一二二〇以下、不得分義務ノ効ハ(民)一二二二以下、質及ヒ不動産質入ハ(民)二〇二三、二〇九〇、書入



五六

Divorce.

ハ(民)二一一四、時効ハ(民)二二四九、地役ハ(民)七〇〇、連帶  
ハ(民)一二一三、

ヂウオルス

離婚

〔本義〕羅甸ノ「ヂウアル」チオンムヨリ出ツ「ヂウアル」チオンム  
ハ「ヂウアル」テレヨリ出ツ「ヂウアル」テレハ「轉覆」ノ義

〔釋解〕夫婦ノ一方又ハ雙方ヨリ其情願ニ依リテ爲シタル  
婚姻ノ消解チイフ方今佛國ノ法ニテ「ヂウアル」ハ廢  
止セリ

〔參照〕(民)二二九以下、(訴)八八一以下、

ドル

詐欺

五七

DoI.

〔本義〕羅甸ノ「ドリス」ヨリ出ツ「ドリス」ハ「王」



〔本義〕羅甸ノ「ドリッス」ヨリ出ツ「ドリッス」ハ「誑カス」又「欺ク」ノ義

〔釋解〕他人ヲ害スルノ主意ニテ用井タル總テノ偽リノ所行チイフ

〔參照〕〔民〕一一一六、一一一七、一一五〇、一一五一、一三〇四、一三五三、

ドミシル

Domicile.

住所

〔本義〕羅甸ノ「ドミシリオム」ヨリ出ツ「ドミシリオム」ハ「ドミス」ヨリ出ツ「ドミス」ハ「家」ナリ

〔釋解〕人ノ家ヲ設ケテ家務ヲ取扱フ所ノ場所チイフ尤「ドミシル、レエル」ノ外ニ「ドミシル、エリッ」及ヒ「ドミシル、ポ

デノ部

四六七



リチク<sup>レ</sup>ノ如キ假定ノ住所アリ此二種ノ住所ハ共ニ一  
ト通りノ届ニ依テ成ルモノナリ○ダロ<sup>イ</sup>ズ法律ノ見  
ル所ヲ以テ此法律ヲ當テントスルニ付キ其人ノ在リ  
ト推測セラル、所ノ法律上ノ居所チイフ故ニ「ドミシ  
ル」ハ全ク法律上ニ定メタル無形ノ物ナリ民法ノ法文  
ニ記スルモノモ亦如此キ趣意ナリ即チ民法百二條ニ  
「ドミシル」ハ主タル家ノ場所ニ在リトイフモノ是ナリ  
是ニ由テ法律ノ指ス所ノ趣意有形ノ場所ニ非ラサル  
ヲ知ルヘシ又實際用井ル所ノ意味ニテハ人其事務ヲ  
扱ヒ其利益ノ中心ヲ据ヘタル所ノ場所チイフ亦時ト  
シテハ訴訟法七百八十一條治罪法八十七條刑法百八  
十四條ノコトキハ「ドミシル」ト「レシダンス」即「ドムール」



トチ混スルモノ、コトシ「レジダンス」ハ有形ノ事柄ニ  
シテ或ル場所ニ現在スル所ヨリ立テタル語ナリ「ドミ  
シル」ハ住所人必ス其所ニ現在セズト雖トモ必ス有ル  
モノトス「レジダンス」ハ居所ナリ（エルノ部三七）

Domicile réel.

### 本住所

〔本義〕「レエル」ハ「實」ノ義

〔釋解〕「按」ドミシル、フィクチフト對スルモノシテ眞ノ住所  
チイフ

Domicile fictif.

### 假住所

〔本義〕「フィクチフ」ハ「假定」ノ義



〔釋解〕「按」眞ノ住所ニ非ラサルモノニシテ假リニ定メテ住所ナリトスルモノチイフ即チ「ドミシル、エリッ」「ドミシル、ポリチク」ノ如キ是レナリ

トミシル、エリウ

Domicile élu.

### 撰定住所

〔本義〕「エリッ」「ハ」「エリル」トイフ働詞ノ過去分詞ニシテ「撰ミタル」ノ義

〔釋解〕「リ」トレ此語ハ「ドミシル、ソエル」ニ對スルモノニシテ法律上ノ所爲チ行フニ付テ指定シタル住所チイフ

ドミシル、ポリチク

Domicile politique.

### 國事上住所

〔本義〕「ポリチク」ハ「國事」ノ義



〔釋解〕リトレ人其國事上ノ權利ヲ行フ所ノ場所ヲイフ  
凡ソ佛蘭西人タル者ノ「ドミシル、ポリチク」ハ其「ドミシ  
ル、レエル」ヲ有スル州中ニ在リ然レモ他州ニ之ヲ變換  
スルヲ得ヘシ

〔參照〕一般ニハ住所ハ(民)一〇二以下、(訴)二、五〇、五九、六九、  
四二〇、婚姻ニ付テハ(民)七四、一六五ヨリ一六七マテ、失  
踪ニ付テハ(民)一一五、提供ハ(民)一二五八ノ六項、一三六  
四、辨濟ハ(民)一二四七、相續ハ(民)七八四、七九三、一〇〇〇、  
刑事ノ訴ニ付テハ(治)九一、

ドミナン

### 主領

五九

Dominant.

〔本義〕「ドミ」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ナリ其本羅



甸ノ「ド」ミ「ニ」ツ「ス」ヨリ出ツ「ド」ミ「ニ」ツ「ス」ハ「君主」ナリ因テ「人」チ  
支配スル「」チ「ド」ミ「子」トイフ又法律語ニテハ「在上」ノ「」  
チ「ド」ミ「ナ」ン「ト」イフ

〔釋解〕「上」ニ「アル」事「支配」スル事「チ」イフ  
フ「オン」ド「ミ」ナ「ン」

Fonds dominant.

主領地

〔本義〕「フ」オン「ハ」土地「ナリ」(エフ「ノ」部「一」二)

〔釋解〕「セ」ル「ウ」イ「チ」ツ「ド」(地役「ナリ」エ「ス」ノ「部」一「一」ニ付テ「フ」オン「ド」  
ミ「ナ」ン「ト」イ「ヘ」ハ「セ」ル「ウ」イ「チ」ツ「ド」ノ「權」チ有「ス」ル者ノ土地「チ」  
イフ又義務「チ」負フ者ノ土地「チ」フ「オン」、セ「ル」ウ「アン」(供役地)  
トイフ

ドマジウ



### 損害

〔本義〕此語出處詳ナラス或ハ羅甸ノ「ドマレ」ヨリ出シモ  
 ノカ「ドマレ」ハ害ヲ生スルノ義又或ハ日耳曼ヨリ出シ  
 モ「ドマ」何ントナレハ「アングロサクソン」(地名)ニ「ドム」英  
 國ニ「ドオム」ノ語アリ皆「零落」又「損失」ノ義此二語ニ依レ  
 ハ蓋シ日耳曼ヨリ出テタルヲ近シトス○ソ「ドマ」  
 シ「ハ」ペルトト同シカラズ「ドマ」シ「ハ」物ノ一部ノナクナ  
 ル「チ」イヒ「ペルト」ハ物ノ全部ノナクナル「チ」イフ  
 〔釋解〕損スル「チ」即チ價ヒチ落サスル「チ」ナリ○「バシ」レ「ペ  
 ルト」(失ヒノ意)又ハ「プレ」シ「ヂ」ス(損害ナリ)ノ事チイフ凡  
 ソ他人ニ「ドマ」シ「チ」被ラシムルトキハ己レノ過失ニ係  
 ル所ノモノハ必ス之ヲ償ハサルヘカラズ獨リ己レ自



ラ爲シタル所行即チ己ノ等閑卒爾ヨリ生シタル損害  
ニ付テ責メニ任スルノミナラス己レノ看守スル所ノ  
者ノ過失ヨリ生シタル損害ニテモ皆其責メニ任セサ  
ルヘカラス己レノ所有スル所ノ獸類ニ付テモ亦然カ  
リ

Domages-intérêts.

ドマジウ、エンテレ

### 償金

〔本義〕「エンテレ」ハ「利益」ナリ（イノ部二一）

〔釋解〕己レノ受ケタル「ドマジウ」ニ付キ取ルチ得ヘキ償金  
ナリ「アプレシオン、ド、ドマジウ」(損害ノ量定ナリアノ  
部七一)及ヒ「ドマジウ、エンテレ」ノ「リキダシオン」(精算ナリ、  
エルノ部一〇)ハ裁判官ノ見込ニ任カス



〔参照〕民事ニ於テ犯罪及准犯罪ニ付テハ(民)一三八二以下、一九五三、刑事ニ付テハ(治)一、(刑)四三四以下、償金ニ付テ應與義務ヨリ生スルモノハ(民)一一三六、應爲義務不應爲義務ヨリ生スルモノハ(民)一一四二以下、義務ヲ執行セサルニ付テハ(民)一一四六以下、償金ノ精算ハ(訴)一二八、五二三以下、

ドン

贈與

〔本義〕羅甸ノ「ドノム」ヨリ出ツ「ドノム」ハ報酬ヲ謀ラズシテ人ニ施予スルノ謂ヒナリ○ソメル「ドン」ハ唯一般ニ物ヲ與ヘルトイフ意ヨリ立テタル語「ドナシオン」ハ公ケノ書面ヲ以テ明白鄭重ナル式ヲ以テ爲シタル契約



ニテ與フル意ヨリ立テタル語ナリ

〔釋解〕バシツレ一般ニ「リベラリテ」(施予ノ意)ノ總テノ種類  
チイフ

Dons corrompables.

ドン、コロンパブル

汚穢ヲ贈與賄賂

〔本義〕「ドン」ト「コロンパブル」ト組合セシ熟語ナリ「コロン  
パブル」ハ「其良心ニ反シテ爲サシムル」ノ義(セノ部九四  
「コリップリオ」參看)

〔釋解〕裁判官ヲシテ其良心ニ反シテ裁判ヲ爲サシムル  
タメニ爲シタル「ドン」ナリ。○ダローズ官吏ヲシテ其良  
心ニ反シテ爲サシムルタメニ贈リタル「プレゼゾン」(贈與)  
ナリ



Dons manuels.

ドン、マニウエル

手授了贈與

〔本義〕「マニウエル」ハ「手」ナリ

〔釋解〕證書ナク手ヨリ手へ渡ス動産物ノ贈遺ナリ○バ  
 シツレ此「ドン」ハ唯手カラ物件ヲ引キ渡スノミニテ爲ス  
 モノニシテ別段其領承ヲ要セサルモノナリ但引渡シ  
 ノミニテ所有權ヲ移シ得ル物件ニ管スルトキニ非サ  
 レハ適正タルヲ得ス且不能力者及假冒者ニハ之ヲ爲  
 スヲ得ス又恩義忘却又子ノ出生ニ原因スル取戻シ等  
 ニ付テハ生者中ノ「ドナシオン」ノ規則ニ循フ凡ソ無體  
 動産ハ「ドン、マニウエル」ヲ以テ之ヲ與フルヲ得ス但商用  
 手形又ハ「チトル、オリ、ポルツール」ハ此限リニ非ス



Dons mutuels.

ドン、ミウチウエル

交互に贈與

〔本義〕「ミウチウエル」ハ「雙方」ノノ義

〔釋解〕所有權ニ付キ又ハ收實權ニ付キ夫婦相互ニ爲シタル贈與チイフ○パシッレ廣キ意ニテハ何人ニ限ラズ總テ雙方互ニ爲ス贈與チイフ然レ特別ノ意味ニテハ夫婦婚姻間ニ於テ公證人ノ爲シタル同一ノ證書ニテ夫婦ノ間先ツ死シタルモノ、相續ニ就キ其生き残りタルモノ其中ニ就テ我分チ取ル約束チイフ

ドナシオン

Donation.

贈與

〔本義〕「ドン」ニ同シ



〔釋解〕博キ意味ニテ之ヲイヘハ贈遺スル者モ贈遺ヲ受  
ル者モ互ニ存生中ニテ爲セル贈遺又死者ヨリノ贈遺  
ヲモ兼テイヘトモ多クハ生者中ノ贈遺ニ限リテイ  
フナリ

Donation entre-vifs.

ドナシオン、アントル、ウイフ  
生者中贈與

〔本義〕「アントル」ハ「間」ナリ「ウイフ」ハ「生キテ居ル者」ノ義即チ  
生者ノコナリ

〔釋解〕贈遺者ハ之ヲ領承スル所ノ受贈者ノタメニ與ヘ  
タル物件現在ニシテ且取戻スベカラサル仕方ニテ此  
物件ノ所有權ヲ離ス所ノ所爲ナリ

Donation à cause de mort.

ドナシオン、ア、コーズ、ド、モル



死亡ニ由レル贈與

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「コ」ズ「ハ」原因「ナリ」ド「ハ」ノ「ナリ」モル「ハ」死去ナリ

〔釋解〕バシツレ贈遺者カ死去スルニ非サレハ效チ有スルチ得サル贈遺チイフ此贈遺チ受ケタル者ハ固ヨリ之ヲ領承スルナルヘシ然レモ假令ヒ物件引渡シチ爲ス「ア」リト雖トモ之レチ取戻ス「ア」チ得ヘシ此贈遺ハ民法ニ於テ全ク之レチ禁シタリ

ドナシオン、テスタマンテル

Donation testamentaire.

遺囑乃贈與

〔本義〕「テ」スタマンテル「ハ」遺囑「ナリ」

〔釋解〕「按」遺囑チ以テ爲ス贈遺ニシテ單ニ「スタマン」トイ



フニ異ナラステスタマン」ハ「遺囑」ナリ(テノ部五)

〔参照〕總則ハ(民)七一一、三九三以下、生者中贈遺ノ法式ハ

(民)九三一以下、各種ノ規則中ニテ失踪ハ(民)一二三、尊屬

ハ(民)七四七、匹偶者中ノ一方ノ爲シタル贈遺ハ(民)一四

〇五、夫ノ爲シタル贈遺ハ(民)一四二二、コンセルマシオ

ンレハ(民)一三三九、一三四〇、分散ハ(商)四四六、五五七、五五

八、婚姻シタル婦ハ(民)二一七、嫁資財産ハ(民)一五五五、一

五五六、書入ハ(民)二一三五、幼者及ヒ受禁者ハ(民)四六三、

五〇九、准死ハ(民)二五、畢生年金ハ(民)一九六九、拿住ハ(訴)

五八一ノ三項四項、會社ハ(民)一八三七、拍賣ニ付テハ(民)

二一八八、二一八九、外人ハ(民)一一二二、收實權ハ(民)六〇一、

六三三 Dot.

ド

テノ部

四八一



## 嫁資

〔本義〕羅甸ノ「ドス」ヨリ出ツ「ドス」ハ希臘ノ「ドトス」ニ基キ  
シモノニテ「ドトス」ハ「與ヘタル」ノ義

〔釋解〕婚姻中婦ノ一切ノ「アポル」(醜集物ナリアノ部六九)  
ナリ故ニ「ド」ハ婚姻ヲ結ヒタルトキノ總テノ取極メ  
ニ循フモノナリ「レジム、ドタル」(嫁資分括ノ方法)ニ於テ  
ハ「ド」ニ別段ナル性質アリ此場合ニ於テハ嫁資分括  
ニ循ヒタル一切ノ財産ハ決シテ他ニ讓渡スヲ得ス但  
別段ノ約束アルトキハ此限ニアラス

〔參照〕普通ノ嫁資ハ(民)一五四〇、法律上ノ共有財産ハ(民)  
一四三八以下、一四四三、「アケ」ニ付テハ(民)一五〇二、共有  
財産ヲ離レタル財産ハ(民)一五三一、一五三五、嫁資分括



Droit.

ノ方法ハ(民)一五四〇、一五四一、嫁資ノ組立ハ(民)一五四  
 二以下、嫁資財産上ニ付テ夫ノ權利嫁資財産讓渡スヘ  
 カラサルコトハ(民)一五四九以下、嫁資返還ハ(民)一五六四  
 以下、婦自身所持シテ支配スル財産ハ(民)一五七四以下、  
 「アケ」ノ會社ニ關シテハ(民)一五八一、商人ニ關スル嫁資  
 分括方法ハ(商)七、六九、七〇、書入ハ(民)二一三五、二一四〇、  
 二一九三、取返ノ權ハ(民)九五二、贈遺取戻ハ(民)九六三、「シ  
 ブスチチツシオン」ハ(民)一〇五四、賣買ハ(民)一五九五、

ドロア

權 法

〔本義〕羅甸ノ「ヂレクチツス」ヨリ出ツ「ヂレクチツス」ハ「ヂレゼ

デノ部



レトイフ、働詞ノ過去分詞ニシテ「ギレゼレ」ハ「指圖セラレタル」ノ義ボアツナド氏曰ク「ドロア」ハ羅甸ノ「ギレシトム」ヨリ出ツ「ギレシトム」ハ「曲ラサル」ノ義即チ國衆ヲ率先シテ履ミ循フ所ノ直線チイフ

〔釋解〕人ノ行狀ノ正キ規則ニ符合シタルモノチ指シテイフ又規則ト爲シテ用井ラルヘキ「ロア」〔法ナリエル〕ノ部一三ナリ又「ドロア」ハ人ノ利益又ハ其便利ノタメニ定マリタル事柄ノ上ニ附着シタルモノチイフ〇ム  
 |  
 ロン法律コテ人ニ許ス所ノ「ファキツルテ」〔權力〕即チ「アウアン  
 タジツ」〔利益〕ナリ此「ドロア」ニ「ドロア、シウイル」「ドロアポリチ  
 ク」即チ「ピツブリク」及ヒ「ドロア、シウイク」等アリ

ドロア、シウイル



Droit civil.

民法

民權

〔本義〕「シウイル」ハ「民事」ノ義ナリ

〔釋解〕バシツレ平人ノ身體財產并ニ約束ニ關シテ其平民  
 交互ノ管係及ヒ利益ヲ規則立ル所ノ「ロア」ノ集リチイ  
 政府ト其支配ヲ受クル所ノ人民トノ間ノ關係ヲ規  
 則立ル所ノドロア、ピツブリクト對シテ用井ルトキハ之  
 チ「ドロア、プリウエ」ト爲ス又「ドロア、シウイル」チ分カチテ二  
 種トス一ハ「ドロア、ペルソナル」一ハ「ドロア、レエル」ナリ  
 「ドロア、ペルソナル」トハ人ノ身分及ヒ能力（丁年婚姻親  
 權等）ヲ規定スル所ノモノナリ「ドロア、レエル」トハ人ノ  
 財產ヲ規定スル所ノモノチイフ○ムーロン「ドロアポ



リチクニ對シタル「ドロア、シウイル」ハ「ドロア、プリウエ」(私法)ヨリ出ルモノナリ他人ニ對シテ私シノ關係ニ於テ行フ所ノ「ファキツルテ」ナリ例ヘハ所有ノ權父タルノ權賣買スルノ權相續ニテ財産ヲ得又ハ之ヲ他人ニ與フルノ權ノコトキ是ナリ

ドロア、クリミ子ル

Droit criminel.

### 刑法

〔本義〕「クリミ子ル」ハ「刑事」ノ義ナリ

〔釋解〕國ト人民トノ平和安穩ニ對シ妨害スル犯罪ヲ釋解シ其犯罪ニ付テノ訟ヲ規定シテ刑名ヲ定メタル所ノ法ノ集リチイフ

ドロア、ポリチク



Droit politique.

國法

國權

〔本義〕「ポリチク」ハ「國事」ノ義ナリ

〔釋解〕「バシツレ」ドロア、ポリチク」ハ又「ドロア、コンスチツシ  
オンチル」トイフ此語ハ近今用井始メタルモノナリト  
雖モ其事柄ニ於テハ何國何時ト雖トモ有ラサルハナ  
シ「ドロア、ポリチク」即チ「ドロア、コンスチツシオンチル」ハ國  
ノ建立政府ガ人民ノ上ニ有スル權利ノ制限及ヒ君權  
ニ參預スル國民ノ權利ヲ規定スル所ノ法ナリ○ム  
|ロ「ドロア、ポリチク」ハ政府ト人民トノ管係ヲ規定ス  
ル所ノ「ドロア、コンスチツシオンチル」ヨリ出ルモノナリ  
此「ドロア」ハ公ケノ權利ノ執行ニ參預スル「ファキツルテ」ニ



依テ成ルモノニシテ概言スレハ立法司法行政部内ノ  
官吏ヲ撰舉シ又ハ撰舉セラル、法律上ノ權ナリ

ドロア、シウイク

Droit civique.

### 公權

〔本義〕「シウイク」ハ公ケノ義

〔釋解〕ブイエ「ドロア、シウイク」ハ又「ドロア、ポリチク」トイフ

此「ドロア」ハ「シトアイアン」即チ國士ニ非サレハ之ヲ有  
スルヲ得サルモノニテ國法ヨリ出ルモノニシテ而シ  
公ケノ權利ニ參預シ即チ立法司法行政官吏ヲ撰舉シ  
又ハ之ニ撰舉セラル、ノ權ニ由リテ成ルモノナリ

ドロア、ド、ファミウ

Droit de famille.

### 親屬ノ權



〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「フ」ア「ミ」ウ「ハ」親族ナリ（エフノ部三）

〔釋解〕「按」親族ノ權ナリ

〔參照〕（民）五四三、法律ノ錯誤ハ（民）一三五六、二〇五二、法律  
主要ハ（訴）一四一、民權公權ハ（民）七以下、其剝奪ハ（民）一七  
以下、（刑）二八、四二、四三、



三  
→  
三  
1

